

## 【マイナンバーのおさらい②】

いつもニュースレターをお読みいただき、ありがとうございます。  
社会保険労務士の杉本です。早いもので、今年もあと1カ月になりました。  
あまりに1年が早くて怖いです・・・(笑)

前回に続き今回もマイナンバーについてのおさらいをご案内したいと思います。  
前は年末調整におけるマイナンバーの取扱い(収集対象者・方法)を記載しました。  
今回は保管と廃棄、社会保険等の取り扱いについてご案内します。



### ■マイナンバーの保管と廃棄

#### ★保管と廃棄

マイナンバーは、将来的に必要な場合のみ、社内で保管することが許されています。不要になった場合で所管法令において定められている保管期間を経過した場合には、速やかに廃棄しなければなりません。万が一個人情報情報を漏洩した場合には会社は損害賠償責任を負う可能性があるなど、社会的信用を失うこととなります。会社の実情に応じて「安全管理措置」(保管と廃棄の体制)を整える必要がありますね。

**管理・保管** : 取得した個人番号は鍵のかかる場所などに大切に保管します。データで収集する場合は専用ソフトを利用したり、漏洩しないようにパソコンにIDをつけたり、また最新のウィルスソフトを入れるなど、厳重に管理して下さい。

**保管** : 法的な保管期間がある場合など

※マイナンバーが記載されている書類は、法定期間にわたり保管する。(例えば、給与所得者の扶養控除等(異動)申告書は、その申告書の提出期限の属する年の翌年1月10日の翌日から7年間の保管が義務付けられています。)

**廃棄** : 期間が過ぎたら細かくシュレッダーをかける、完全な塗りつぶしや切り取り、焼却など復元が不可能な形で速やかに廃棄して下さい。

#### ★社会保険(健康保険・厚生年金)で記載が必要な書類

平成29年1月1日提出分から記載が必要になります。

「個人番号」

- ・健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届
- ・健康保険被扶養者(異動)届 等
- ・国民年金第3号被保険者関係届
- ・健康保険・厚生年金保険産前産後休業/育児休業等取得者申出書・終了届



平成28年1月1日提出分からはじまっています。

「法人番号」

- ・新規適用届等

※日本年金機構へ提出する健康保険・厚生年金関係の書類については、日本年金機構のマイナンバー利用が延期されたことからマイナンバーの記載時期は未定になっておりましたが、11月8日の閣議決定で、年金事務所でのマイナンバー利用が解禁されましたので、来年1月からの利用開始が濃厚となりました。

※健康保険組合への提出書類に対する記載は随時ではじまっております。

#### 最後にマイナンバーの素朴な疑問 Q&A

**Q1 預金口座にマイナンバーを登録したら口座情報がすべて管理されてしまうのか？**

⇒ **A** 口座情報の確認はあくまで税務調査や生活保護の資産調査に限られるようです。預金口座へのマイナンバー登録は平成30年をめどに始まりますが、登録はあくまで任意のようです。

**Q2 マイナンバーを他人に知られたら、なりすましの被害に遭うのでは？**

⇒ **A** マイナンバーの手続きでは、申請者の番号確認と身分証などによる本人確認を義務付けて防ぎます。

以上、2回にわたりマイナンバーのおさらいをお伝えいたしましたが、取扱いについては細かい点もあり、法令も随時改定されていきますので、ご不明な点がございましたら、弊社担当者までお問い合わせ下さい。

(労務・法務部/社会保険労務士 杉本 美樹)